

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 1月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	「原子炉自動スクラム（A系）」の警報が発生し、原子炉保護系の電源について確認したところ電源が停止していた。保安規定において、原子炉保護系の電源確保が要求されていることから、「運転上の制限」からの逸脱を宣言した。同時刻に、当該系統の電源のしゃ断器を投入し電源は復旧したことから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言した。今後、原因を詳細調査	A s	1月31日公表済 (PDF159KB) その他No. 10 関連不適合

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	定期検査中の原子炉建屋4階において火災報知器が発報したため、現場を確認したところ、原子炉格納容器内のガスを採取するポンプのモータより煙が出ていたことから、速やかに消防署へ連絡した。消防署員による現場確認において、「火災ではない」と判断された。今後、原因を調査	A s	1月31日公表済 (PDF60KB)

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	廃棄物処理系ろ過器ろ材供給タンク攪拌機操作スイッチに緩みが認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
2	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ設備用補機冷却水ポンプ（A）ドレン配管接続部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	4号機	タービン建屋電動機駆動原子炉給水ポンプエリア換気空調系局所空調機（19）のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
4	4号機	タービン建屋電動機駆動原子炉給水ポンプエリア換気空調系局所空調機（18）のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
5	4号機	タービン補機冷却系ポンプ（A）反カップリング側軸受部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	5号機	換気空調系空冷チラー（H）点検において、ファンシャフト（A）駆動側軸受部に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
7	5号機	主タービングランドシール系蒸化器水位検出配管洗浄元弁にシートパス（1滴／10秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	6号機	廃棄物処理建屋1階にてドラム缶つかみ具の移動中、天井部の照明装置に接触し蛍光灯を破損させたため、当該蛍光灯を交換	C	
9	6号機	制御棒（46-39）動作確認において、全挿入位置からの引抜き動作不良が認められたため、当該制御棒駆動水圧系配管内エア抜きを実施	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
10	6号機	原子炉保護系電動機・発電機セット（A）停止操作時、発電機しゃ断器に動作不良が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理	C	
11	その他	使用済燃料共用プール冷却浄化系ろ過脱塩器（B）流量調整弁点検において、弁体シート面に浸食が認められたため、当該部を交換	C	3月28日再審議にて グレード変更 D → C
12	その他	サイトバンカ設備廃棄物減容装置付属脱塩器出入口水サンプリング弁のハンドル部を損傷させたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで